# 日本国神奈川県とベトナム社会主義共和国文化・スポーツ・観光省との
# 文化・スポーツ・観光に関する覚書
## 期間　2026 年～2029 年

日本国神奈川県とベトナム社会主義共和国文化･スポーツ･観光省（以下､｢両者」という）は、両国民間の文化・スポーツ・観光分野における協力及び交流の強化・拡大という共通の目的を共有し、両国間の相互理解を高め、友好関係を促進することを望み、以下の理解に達した。

### 第１条　一般原則

両者は、各々の職務、義務、権限における平等と相互利益及び主権の相互尊重の原則と、日本及びベトナムの法令及び各々の国が加盟する国際協定に基づき、両国の文化・スポーツ・観光における協力を奨励・促進する。

### 第２条　文化協力

１　両者は、各国での展示、訪問団交流、芸術公演などの文化芸術交流活動を通し、文化交流を促進する。

２　両者は、文化芸術分野の企業や団体が協力し、共同で制作を行うことを奨励する。

３　両者は、情報や文書、その他適切な形態の交換を通して、共同研究や経験の共有、人材研修に好ましい状況を築く。

４　両者は、日越外交関係樹立 50 周年を記念して制作された、オペラ「アニオー姫」のミュージカル展開を通じた文化交流を促進するため、相互に協力する。

５　両者は、ゲーム、アニメ等デジタルコンテンツ分野における文化交流を通じた企業間協力を促進する。

### 第３条　フェスティバルの開催協力

１　ベトナム文化･スポーツ･観光省は、ハノイ市及びベトナムの市や省と協力し、ベトナムでの「Kanagawa Festival in Vietnam」の開催にあたり、日本国神奈川県を支援する。

２　日本国神奈川県は、「Vietnam Festa in Kanagawa」を神奈川県で開催するにあたり、ベトナム文化・スポーツ・観光省を支援する。

３　両者は、それぞれの Festival の開催前に関連する内容について協議することができる。

### 第４条　スポーツ交流

１　両者は、スポーツを通じた交流を促進するため相互に協力する。
２　両者は、スポーツの振興・発展のため、スポーツ分野における人材の交流等について相互に協力する。

**第５条　観光協力**

１　両者は、観光振興を図るため相互に協力する。
２　両者は､観光促進のために情報を共有するとともに､いずれかが活動を企画し、訪問団を派遣する場合には、受入の協力を行う。
３　両者は､それぞれの地域で観光をＰＲできる場を提供するよう努めるとともに、その場に関係者や記者が円滑に参加できるよう支援を行う。

**第６条　財政**

この覚書の下行われる交流活動の企画に係る具体的な財政的な詳細は全て、それぞれの財政能力に応じて個別に両者が協議し合意する。

**第７条　相違の解決**

このプログラムの解釈あるいは履行から生ずるいかなる紛争や意見の相違は、両者による友好の精神に基づく話し合いや協議により解決する。

**第８条　改定・補足**

この覚書への改定は、両者の書面による同意をもって行う。改定された条項はこの覚書の不可分一体のものであり、本覚書第 10 条に従って効力を発する。

**第９条　権利・義務**

この覚書は国際条約ではなく、日本国及びベトナム社会主義共和国に対して、国際法によって管理される権利及び義務を発生させることも、変化させることも、消滅させることもない。

**第 10 条　効力、有効期間と終了**

この覚書は、署名日から 2029 年 12 月 31 日まで有効である。

いずれかの当事者は、少なくとも３ヵ月前までに書面をもって終了の意志を伝えることにより、本覚書を終了することができる。両者が合意しない限り、この覚書の有効性の終了により、この覚書の下実施されている活動やプログラム、プロジェクトの有効性や期間が影響を受けるものではない。

日本語版、ベトナム語版及び英語版にて２部作成し、双方が 2026　年 11 月 10 日

に神奈川県で署名する。それぞれ同等の有効性を有するものとする。解釈の相違が発生した際は、英語版を優先する。

| | |
|---|---|
| 日本国<br>神奈川県 | ベトナム社会主義共和国<br>文化・スポーツ・観光省 |
| 黒岩 祐治<br>知事 | HOANG DAO CUONG<br>副大臣 |